

美化デーおよび美化活動を実施するにあたって

青梅市の環境美化に御協力いただきましてありがとうございます。
実施にあたっては下記のことにご注意いただきますようお願いいたします。

1 実施する前に計画書を出してください

収集は、提出された計画書にもとづいて行いますので、必ず提出してください。計画書の提出がない場合は、収集できません。

2 ボランティア袋で排出して下さい

集められたごみは、必ず、市より配布するボランティア袋で排出して下さい。ボランティア袋以外の袋で排出された場合、収集できませんので御注意ください。

※使用していただくボランティア袋は、市役所清掃リサイクル課で配布しております。家庭で出たごみ、マンション敷地内、神社の境内、集会等で出たごみに関してはボランティア袋は使用できません。

3 計画書で指定した集積場所に排出して下さい。

収集は、提出された計画書にもとづいて行います。そのため、必ず、計画書に記入した集積場所に排出して下さい。

4 中止、変更の場合は連絡を

天候不良等で中止や日程を変更した時、収集場所を変更した時などは必ず、すみやかに連絡をお願いします。

5 側溝の清掃

側溝の清掃により排出される汚泥などの堆積物はごみとして処分できません。

堆積物の処分が必要な場合は都市整備部管理課まで連絡をお願いします。

6 活動中の保険・補償

青梅市では市民活動災害補償制度を制定しており、美化活動中の事故（参加者が負傷、死亡された場合や損害賠償責任を負うことになった場合など）に適用されます。

事故が起こったらすみやかに連絡をお願いします。

青梅市環境部清掃リサイクル課ごみ減量推進係

電話番号 0428-22-1111